

伊丹市スポーツ協会表彰規程

第1条（目的）

この規程は伊丹市のスポーツ振興に功績顕著なもの及びスポーツ界に優秀な成績をおさめたものを表彰することを目的とする。

第2条（被表彰者の資格） 次の各号に該当するもので、伊丹市スポーツ協会加盟団体が推薦するもの。

（1）スポーツ功労者

（イ）伊丹市のスポーツ振興に永年にわたり功績が顕著なもの。

（ロ）伊丹市にあって、多年スポーツの指導育成に奨励し、著しく功績があったもの。

（2）優秀選手及び団体

（イ）当該年度の県大会以上の大会において優勝したもの。

（ロ）当該年度において、（イ）の項に該当しないが、特に優秀な成績をおさめたもの。

（ハ）多年競技に精進し、一般の模範と認められるもの。

2 次に該当する市内在住・在勤・在学しているもので、伊丹市スポーツ協会加盟団体以外の団体が推薦するもの。

（1）優秀選手奨励及び団体奨励

（イ）当該年度の県大会以上の大会において優勝したもの。

（ロ）当該年度において、（イ）の項に該当しないが、特に優秀な成績をおさめたもの。

（ハ）多年競技に精進し、一般の模範と認められるもの。

第3条（選考並びに決定）

第2条により、推薦されたものについて理事会において選考決定する。

第4条（感謝状）

第2条により、推薦されたもののほかに、常にスポーツ振興に協力し、スポーツ協会発展に尽力したものに感謝状を贈ることができる。

第5条（表彰の時期）

第3条及び第4条により表彰が決定されたものについては、その当該年度の市民スポーツ祭開会式においておこなう。

第6条（申請の方法）

第2条に該当するものがあるときは、所定の期日までに所定の用紙に下記事項を記載して、スポーツ協会会長に提出する。

（1）氏名、住所、生年月日、満年齢

（2）所属団体名及び所属期間

（3）業績

（4）推薦理由

（5）その他、特記すべき事項

第7条（細則）

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(付則)

- (1) 本規程の変更は評議員会（総会）において出席評議員の過半数の同意を得なければならない。
- (2) 本規程は、昭和43年5月8日から実施する。
本規程は、昭和50年5月7日一部改正実施する。
本規程は、平成7年8月21日一部改正実施する。
本規程は、平成10年9月9日一部改正実施する。
本規程は、平成16年5月27日一部改正実施する。
本規定は、令和4年5月11日一部改正実施する。
本規定は、令和7年9月12日一部改正実施する。

伊丹市スポーツ協会表彰規程の運用について

1. 規程第2条（被表彰者の資格）の取り扱いについて

「…（被表彰者の資格）」の被表彰者の対象を児童、生徒、学生、一般とする。

2. 規程第2条1項（イ）の取り扱いについて

「永年にわたり功績が顕著なもの」の永年とは、15年で40歳以上の者とする。

3. 規程第2条1項（ロ）の取り扱いについて

「…多年スポーツの指導育成に…」の、指導経験年数は、15年で40歳以上の者とする。

4. 規程第2条2項（イ）の取り扱いについて

「当該年度の県大会以上の大会において優勝したもの」の当該年度とは、前年9月1日～当年8月31日とする。

5. 規程第2条2項（イ）の取り扱いについて

「当該年度の県大会以上の…」の県大会以上とは、下記のとおりとする。

- ① 県大会において優勝した選手及び団体
- ② 近畿大会・西日本大会・東日本大会等において3位入賞した選手及び団体
- ③ 全国大会において8位入賞した選手及び団体
- ④ 各大会は、優勝決定戦まで実施された大会であること。

6. 規程第2条2項（イ）の取り扱いについて

「…の県大会以上の大会…」の大会とは、国、地方公共団体、日本スポーツ協会、中央競技団体、学校体育団体（中体連・高体連）が主催するものとする。

7. 規程第6条（申請の方）5項の取り扱いについて

「その他、特記すべき事項」のその他について、優秀選手・団体については賞状、大会要項、プログラム等の写しを提出する。

8. 規程第7条の取り扱いについて

伊丹市スポーツ協会表彰規程に定める表彰の範囲の他に、特別に会長が必要と認めた者に対し、顕彰することができる。

9. 付則

本運用は、平成7年8月21日から実施する。

本運用は、平成10年9月9日一部改正実施する。

本運用は、平成24年9月4日一部改正実施する。

本運用は、平成25年9月10日一部改正実施する。

本運用は、令和4年5月11日一部改正実施する。

（参考：平成21年9月2日第2回理事会議事要約）

○. 上記項目6の主催大会について 小学生が参加する大会及び各種目の競技人口増加を考慮し、県大会以上の大会の主催を中央競技団体だけではなく、地方の競技団体が主催する大会についても市民へのスポーツ参加を奨励する観点から中央競技団体と同じ扱いをすることとする。